

佐賀市社会福祉協議会助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 社会福祉法人佐賀市社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第2条第1項の規定に基づき、市民が自主的に地域福祉向上・充実を図ることを目的に結成した団体等が行う地域福祉活動に対し、その運営および事業に要する経費について、予算の範囲内で助成金を交付するものとし、その交付に関して必要な事項を定める。

(助成対象団体および助成対象事業)

第2条 助成金の交付の対象となる団体は、次に定めるとおりとする。

- (1) 社会啓発活動を行う福祉団体
- (2) 地域で活動するボランティア団体やグループ
- (3) 福祉教育やボランティア活動の機会を提供する学校
- (4) その他、本会会長が特に必要と認める団体

2 前項の規定に関わらず、次の各号に該当するときは、助成金の交付対象としない。

- (1) 収益、営利を目的とする団体
- (2) 特定の政治または宗教活動および主義主張の浸透を目的とする団体

(助成金の額)

第3条 助成対象経費および助成金の額は、別に定める。

(助成金の財源)

第4条 助成金は、本会会費、寄附金及びボランティア基金積立預金の取り崩しを財源とする。

(助成金の交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする団体は、助成金交付申請書に事業計画書、収支予算書など会長が必要と認める書類を添付し申請する。

- 2 助成金交付申請書の提出期限は、毎年別に定める。
- 3 この要綱による助成申請は、原則として1年度につき1団体1申請とする。
- 4 助成の対象となる助成活動の期間は、毎年4月1日から翌年の3月31日までの一会計年度とする。

(助成金の交付の条件)

第6条 会長は、助成金の交付を決定する場合において、助成金交付目的を達成するために必要なときは、交付の条件を付することができる。

(助成金交付の決定および通知)

第7条 会長は、第5条第1項に規定する交付申請があったときは、当該申請に係る書類を審査し、交付すべきと認めたときはその額を決定し、助成金の交付の申請をした団体に通知するものとする。なお、通知は助成金交付決定（却下）通知書により行うものとする。

- 2 会長は、その助成金交付の公平性を図るため、必要に応じてその申請に対する助成の可否について、関係機関および組織に諮ることができる。
- 3 会長は、申請団体の活動状況について、必要に応じて聞き取り調査を行うことができる。

(助成金の実績報告)

第8条 助成金の交付を受けた団体は、助成金事業実績報告書に事業報告書、収支決算書など会長が必要と認める書類を添付し提出しなければならない。

2 助成金事業実績報告書の提出期限は、毎年別に定める。

(助成金の精算)

第9条 前条の規定により、助成金の交付を受けた団体が報告した精算額に不用額が生じた場合は本会へ戻入しなければならない。

(交付決定の取消)

第10条 会長は交付決定を受けた団体が、次の各号に該当したときは、交付決定を取消することができる。

(1) 虚偽の申請、その他不正な手段により助成金を受けたとき。

(2) 助成金を目的外の用途に使用したとき。

(3) その他、この要綱に違反したとき。

(助成金の返還)

第11条 前条の規定により、交付の決定を取消したときは、既に交付した助成金の全部または一部を返還させるものとする。

(様式)

第12条 助成金の交付申請および実績報告などに使用する様式は、別に定める。

(帳簿等の整理保存)

第13条 助成金の交付を受けた団体は、助成事業に関する収入および支出を明らかにした帳簿および証拠書類を整理し、助成対象事業の完了した日の属する年度の翌年から5年間これを保管しなければならない。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める

附 則

この要綱は、平成17年10月1日から施行し、平成18年度分の事業から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年10月1日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年5月14日から施行する。


附 則

この要綱は、平成27年8月1日から施行する。

様式第2号（第6条・第7条関係）

佐市社協本第 号
平成 年 月 日

様

社会福祉法人
佐賀市社会福祉協議会会長 

佐賀市社会福祉協議会助成金交付決定（却下）通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった助成金等の交付については、佐賀市社会福祉協議会助成金交付要綱第6条及び第7条の規定により、次のとおり決定したので通知いたします。

記

1. 対象事業名称 _____
2. 申請年度 _____ 平成 _____ 年度
3. 交付決定金額 _____ 金 _____ 円
4. 付加条件
(1)

(2)
5. 振込予定日 _____ 平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日

様式第3号（第8条関係）

第 号
平成 年 月 日

（あて先）

社会福祉法人 佐賀市社会福祉協議会会長

申請者 団体（学校）名 _____
代表者（校長） _____ 印
担当者 _____
連絡先 () _____

佐賀市社会福祉協議会助成金事業実績報告書

佐賀市社会福祉協議会助成金交付要綱第8条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告いたします。

記

1. 対象事業名称 _____
2. 申請年度 _____ 平成 _____ 年度 _____
3. 助成額 _____ 円
助成事業の決算額 _____ 円
4. 関係書類
（1）事業報告書
（2）収支決算書
（3）事業概要が分かる書類
（4）その他

様式第4号（第5条関係）

平成 年度 事業実施計画書

団体名：_____

活動目的			
活動内容		実施場所	活動時期
※助成金を活用して取り組む活動を簡潔にご記入ください。			

※記入枠が不足する場合、本紙をコピーしてご記入ください。

様式第5-1号(第5条関係)

平成 年度 収支予算書

団体名：()

(収 入) (単位：円)

項 目	金 額	積 算 内 訳
市社協助成金		
その他の助成金		
会員会費		
前年度繰越金		
計		

(支 出) (単位：円)

項 目	金 額	積 算 内 訳
交通費		
研修費		
備品購入費		
消耗品費		
通信運搬費		
会議費		
保険料		
使用料及び賃借料		
負担金		
計		

様式第5-2号(第5条関係)

平成 年度 収支予算書

学校名：()

(収 入)

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 内 訳
市社協助成金		
その他収入		
計		

(支 出)

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 内 訳
佐 賀 市 社 協 対 象 助 成 金	報償費	
	交通費	
	消耗品費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	手数料	
	使用料及び賃借料	
	計	

様式第6号（第8条関係）

平成 年度 事業実施報告書

学校名：_____

ふりかえり (活動成果・効果)		
活動内容（内容・人数等）	実施場所	実施時期
※助成金を活用して取り組んだ活動を簡潔にご記入ください。		

※記入枠が不足する場合、本紙をコピーしてご記入ください。

※ふりかえり（活動成果・効果）は、別紙でも構いません。

※活動に係る資料等概要がわかるものを添付してください。

様式第7-1号(第8条関係)

平成 年度 収支決算書

団体名：()

(収 入) (単位：円)

項 目	金 額	積 算 内 訳
市社協助成金		
その他の助成金		
会員会費		
前年度繰越金		
計		

(支 出) (単位：円)

項 目	金 額	積 算 内 訳
交通費		
研修費		
備品購入費		
消耗品費		
通信運搬費		
会議費		
保険料		
使用料及び賃借料		
負担金		
計		

様式第7-2号(第8条関係)

平成 年度 収支決算書

学校名：()

(収 入)

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 内 訳
市社協助成金		
その他収入		
計		

(支 出)

(単位：円)

項 目	金 額	積 算 内 訳
佐 賀 市 社 協 対 象 助 成 金	報償費	
	交通費	
	消耗品費	
	印刷製本費	
	通信運搬費	
	手数料	
	使用料及び賃借料	
	計	

※内容確認のため、会計帳簿または証ひょう書類の提出を求める場合があります。